特許調停仲裁センター（PMAC）、FRAND ガイドライン策定に向け公開協議を開始

2026 年 10 月 7 日

統一特許裁判所（UPC）の特許調停仲裁センター（PMAC）は 9 月 25 日、標準必須特許（SEP）をめぐる FRAND 紛争の裁判外紛争解決（ADR）に関するガイドラインの策定に向け、「Draft FRAND Guidelines Discussion Paper（以下、ディスカッションペーパー）」を公表し、公開協議を開始した。意見提出期限は 10 月 26 日となる。

今回公表されたディスカッションペーパーは、今後策定するガイドラインの構成や盛り込むべき論点を示したアウトラインである。PMAC は、SEP 権利者、実施者などの関係者から、構成や内容、追加すべき論点について意見を募集している。寄せられた意見を踏まえてガイドライン案を作成し、今後、同案について改めて公開協議を行う予定である。ガイドラインは法的拘束力を持たず、FRAND 紛争の解決における実務や選択肢、考慮事項を示すものとなる。

ディスカッションペーパーでは、FRAND 仲裁における証拠について、特に特許ポートフォリオの評価、秘密情報の取扱い、SEP の必須性評価を主要な論点として挙げている。

FRAND 料率や特許ポートフォリオの評価について、ガイドライン自体は特定の算定手法を支持しない（methodology-neutral）方針である。その上で、比較可能なライセンス（comparable licences）の分析、クロスライセンス等の条件を分解する「unpacking」、トップダウン・アプローチなど、実際に用いられている手法を取り上げる。さらに、評価手法、比較ライセンスの開示、評価基準日、ロイヤルティベース・構造などについて、できる限り早期に当事者間で基本的な評価枠組みを合意することを推奨するとともに、仲裁廷には、判断で採用した算定手法を明確に示すことを促す。

比較ライセンスなどの秘密情報の取扱いについては、仲裁廷が、比較ライセンスに関する証拠を適切に共有できるよう、秘密保持に関する詳細な措置を定めることを想定する。ガイドラインでは、情報へのアクセスを一定の者に限定する confidentiality club の設定方法や、適切な商業上の保護措置について提案するとともに、仲裁規則に規定される confidentiality adviser の役割についても詳述する。

SEP の必須性については、大規模な特許ポートフォリオを対象とする場合、代表的な特許を抽出するサンプリングによる評価を含め、既存のサンプリング手法、専門的な評価データベースやランドスケープ・レポートの利用などをガイドラインで取り上げる。また、仲裁廷が選任する専門家や、専門家決定（expert determination）によって必須性を判断することも想定する。必須性評価にはクレーム解釈や標準分析、料率決定にはライセンスの経済分析に関する専門性が必要としており、案件によっては技術専門家と経済専門家をそれぞれ選任する。

なお、PMAC と欧州特許庁（EPO）は、世界各国・地域の FRAND 紛争に関する判例

データベースを共同開発することでも合意している。EPO は 2026 年 6 月、世界 7 法域の FRAND 関連裁判例を対象に料率算定手法等を分析した調査研究を公表している。

－PMAC のニュースリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）

- https://www.pmac-upc.org/en/news/launch-public-consultation-draft-frand-guidelines-discussion-paper

（ディスカッションペーパー）

- https://www.pmac-upc.org/sites/default/files/upc_documents/pmac-frand-guidelines-outline-final.pdf

－PMAC 等に関する知財ニュースは、以下参照 －

- 特許調停仲裁センター（PMAC）、早期中立評価規則案を公表し意見募集開始（2026 年 7 月 14 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、FRAND 裁判例を対象とした分析レポートを公表（2026 年 7 月 7 日）（PDF）
- 特許調停仲裁センター（PMAC）、同センターの正式な発足を公表（2026 年 6 月 8 日）（PDF）
- UPC の特許調停仲裁センター（PMAC）公式ウェブサイトが公開（2026 年 1 月 27 日）（PDF）

（以上）